

令和7年第2回（7月）佐々町議会定例会 会議録 （2日目）

1. 招集年月日 令和7年7月29日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和7年7月30日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	棚橋優汰君	3	黒田龍之介君
4	井上智恵美君	5	中川由美恵君	6	山之内英樹君
7	横田博茂君	8	永田勝美君	9	長谷川忠君
10	川副剛君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱野 互君	教 育 長	富野 毅君	総務理事兼 庁舎建設室長	大平弘明君
総務課長	落合健治君	税財政課長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
建設課長	山村輝明君	農林水産課長	金子 剛君	水道課長	安達伸男君
会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君	農業委員会事務局長	作永善則君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	山下 愛君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 9番 長谷川 忠 議員（一問一答）

(2) 6番 山之内 英樹 議員（一括質問・一括答弁）

日程第3 議案第37号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町税条例の一部を改正する条例）

日程第4 議案第38号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第5 議案第39号 物品売買契約締結の件
(小・中学校児童生徒用ノートパソコン(タブレット)購入)

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長(川副 剛 君)

皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年7月第2回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長(川副 剛 君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5番、中川由美恵君、6番、山之内英樹君を指名します。

— 日程第2 一般質問(長谷川 忠 議員) —

議 長(川副 剛 君)

日程第2、一般質問をきのうに引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、9番、長谷川忠議員の発言を許可します。

9番。

9 番(長谷川 忠 君)

おはようございます、改めまして。9番、長谷川です。こうやって壇上にいますと、また立つと思っておりませんでした。新1年生のつもりでまた頑張りたいと思いますので。

また、町長も新しくお替わりになられて、彼とは平成29年、私が初めてこの議会に出馬した時に一緒にいろいろと勉強させていただいた経緯があります。4年間のブランクがありましたけど、またここで一段と濃厚に、いろいろ勉強なさっているみたいですので、今後ともいろいろよろしく願います。

では、始めたいと思います。

1番に、皿山公園に隣接する河川についてお伺いします。

現在、仮置場として使用されている場所に産業廃棄物が置かれており、その上をアスファルトで覆っているとのことですが、アスファルトが高温や経年劣化で溶け出し、雨水などで川に流れ込むことによる健康被害の懸念について、どのように調査・対策されているか、まずお伺いします。

議 長(川副 剛 君)

町長。

町 長（濱野 互 君）

御質問の現地ですけれども、皿山公園と真竹谷のため池の大体中間地点になろうかと思えます。過去にごみ処理施設があったこともあり、毎年、町が業務委託により実施している河川等水質調査において、隣接する市瀬川を調査地点に設定し、年2回採水による水質調査を実施しています。

この水質調査の結果については、毎年度、決算審査の際にも御報告させていただいておりますが、これまでに健康項目、生活環境項目のいずれも基準値を超えるような異常が見られたことはありませんでした。水質調査の結果からは、現在までのところ人体への健康被害等を及ぼすような懸念はないと判断しておりますが、今後も引き続き水質調査を実施し、モニタリングしていきたいと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

9番。

9 番（長谷川 忠 君）

町長もあの場所はよく御存じだと思いますけど、あそこはアスファルトで一応整備されているんですよ。そしたら、やっぱりさっきも申したように経年劣化でひびが入ったり、それから溝ができたみたいな感じになって、私もちょっと現場を見に行っただけですけど、そういう状況の中で雨水が下に流れ出るんじゃないかと、だからインスタントセメントでもいいから早めにそこを覆う対策をしてはいたがなもんかと、ちょっと建設課のほうにもお伺いしたことがあります。

そして、あそこがやっぱりどうしても河川であって、やっぱり地元の方がちょっと心配なされていて、何か不法投棄とかごみ処理もあったみたいですので、なかなか年間2回の調査、水質検査をなさっているみたいだけど、本当にそれでも大丈夫なのかというお声を多々聞きますので、今後そうやって劣化している状態を放置せずにやっぱり住民の方が安心なような状態に持っていくためにも、あそこを修復してはいただけないかと思っただけの要請も一つあるんですよ。いかがなもんですか。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

今おっしゃられた土地ですが、現在、土を仮置きしている状態となっておりますので、大規模な処置はできない状態となっております。したがって、可能な範囲で応急的な舗装を行いまして、最終的には土を全て搬出してから、その他の傷んでいる部分の舗装を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

今の総務課長が答弁したのは、今、庁舎建設の関係で仮置場ということになっておりますので、総務課長にそう答弁をさせていただきました。すみません。

議 長（川副 剛 君）

9 番。

9 番（長谷川 忠 君）

仮置場としては、前回はクリーンセンターがちょっと改修工事ですか、そのときちょっと搬入ができなかったときに、町内で伐採した草木、そういうのもちょっと持ち込まれていた状態もありましたもんね。

それで、今おっしゃったのでは、庁舎のあれで土のあれを仮置場としているということを申されましたけど、それならそれが済むまではあの現状でそのまま修復はしていただけないんですか。セメントとかアスファルトをどうか補修するような態勢はとっていただけないんですか。あくまでも、その泥を撤去するまではそのまま現状のままでなざるおつもりでいらっしゃるんですか。いかがですか。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

繰り返しになりますが、土を搬出できるまでは可能な限り、可能な範囲で応急的な舗装を行わせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

9 番。

9 番（長谷川 忠 君）

モニタリング調査とかもいろいろ調査なさっているみたいですし、そして町長は、よくあそこの河川には縁があると思われま。何かホタルの育成に貢献なさっているみたいですから、あの水質が落ちないように、ほたるの里はせつかくいい場所ですので、町長もよく団体行動で何かやっていたらいいんじゃないでしょうか。そういうこともありますので、早急にできれば修復工事をやっていただけることをお願いして、お話を終わります。

では続いて、シルバー人材センターについてお伺いします。

庁舎内におけるシルバー人材センターの事務所の位置・環境について、今現在どのように推移していますか。シルバー人材センターは、地域の高齢者が培った技術や経験を生かして就業の機会を提供する重要な機関と思われま。

また、住民にとっても、年老いた方は、独り住まいとかいう方が、庭木のここの手入れができないとか、そういうことでなかなか手が行き届かないところまでシルバー人材にお頼みすることができるということで、大変好評だと思います。今、夏場で大変暑い中、シルバー人材の方も大変と思われま。

そのシルバー人材の事務所の位置、旧庁舎のときは旧庁舎の中にあっただけなんですけど、今、新庁舎に移った時点で空きスペースがない状態で、現状では改善が進んでいるのか、どのような形に推移しているのか、そこをお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

シルバー人材センターは、原則として市区町村単位に置かれております。高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて事業を行う都道府県知事の指定を受けた公益法人ですが、佐々町のシルバー人材センターについては、先ほどの法律の第37条第2項に規定するシルバー人材センターに準ずるものとして、役務業務発注における高齢者就業機会提供団体として佐々町が認定をしております。

受注業務の内容としましては、剪定や除草、引越し業務、それから町の公共施設の管理・清掃などとなっております。

シルバー人材センターにつきましては、新庁舎以前は、庁舎1階の一部に事務所を置いて運営をされておりましたが、新庁舎にはシルバー人材センターの事務所を置く設計ではなかったため、移転先を検討していただくよう依頼をしたところ、文化会館管理人室などの公共施設への移転要望がありました。これを受け、施設を管理する関係課と協議を行いました。町条例により目的外利用となるため御要望にはお答えすることができませんでしたので、一定期間、福祉センター1階を事務所として利用していただき、その間に民間施設を移転先として検討していただくよう再度依頼を行ったところでございます。

しかしながら、先日民間施設を移転とするのは困難な状況であるとのことで、福祉センターの利用延長について要望がありましたので、再度利用期間を延長いたしました。

町としましても、いま一度、公共施設等を活用した移転について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

9番。

9 番（長谷川 忠 君）

シルバー人材センターの、結局その場所についてもあれですけど、正直私も、何かその引っ越しのあれなんかもなさるんですね。いろんな他方面で利用価値があるっていうことを私もちよっと勉強不足でよく知りませんでしたけど、それがあって町民の方が使いやすい、頼みやすい状況下にある、このシルバー人材センターの条例の中でもうたってあるように、大事なポジションだと思うんですよ。やっぱり住民の方にいろんな意味で町に対してお願いとかする、自分がもう年を取ってやれないから、ちょっとこれをやってもらいたい、小さいことでもやっぱり発信して少しでも現状を、自分の生活を体制をよくしたいと思っただけのお頼みで、料金も発生しますが、それなりにやっぱり住民の方には大切な業務だと思うんですよ。

だからその場所が、今現在、一時は文化会館のほうですか、そこの一角を借りたいとかおっしゃった。文化会館ですか。そうだったみたいですけど、現状としては今、住民福祉センターの一角に事務所があるんですか。そして今、もう延長とおっしゃいましたけど、本当は出なければいけなかったのに、またちょっと場所がないもんで、延長してその場所をお借りして事務所があると、まあそういうことですね。

そこです、やっぱり今後――

議 長（川副 剛 君）

9番議員、会話になっています、挙手して。

9番。

9 番（長谷川 忠 君）

あ、そうですか、すみません。その中でシルバー人材のスペースがないということで、何か大変後先が、ちょっと先が見えない状態になっているので、どうかこのスペースを、早急に事務所を移転できるような場所を確保してあげる体制にはできないものかちょっとお尋ねします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

シルバー人材センターの方々に、私も高齢者が活躍できるそういう場としても非常にありがたいと思っておりますし、引っ越しについては軽微なものという形になります。そういう形でいろいろと町の施設の管理等をやっていただいて、草刈り等もやっていただいて、佐々川河川敷の桜つつみの花いっぱい運動にも協力をいただいたりとかして、本当、活気あるまちづくりのためには高齢者の力もお借りしたいというふうに思っております。

6月30日までが期限だったんですけども、それを9月30日まで延長をしているということで、今回議会の委員会にもお諮りをしてという形で今私が考えるところがございますので、それを委員会のほうで報告させていただいて御意見をいただければというふうに思っているところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

9番。

9 番（長谷川 忠 君）

今、町長の答弁の中に、それなりに考えていると町長がおっしゃいましたよね。早く、なるべく早く、9月30日までは今現状の住民福祉センターのほうで事務所を継続できるということですけど、やっぱり期限が限られていますし、なるべくなら新庁舎に近いところでのほうが役場に来て、そういうところがあるなら私も頼みたいなというぐらいの感じで、やっぱり一緒に近くにあったほうが町民の方にとっても利便性が高いんじゃないかなと思いますので、9月30日までの期限とはなっていますが、なるべく早く事務所開設を行えるような体制をお願いしたいと思います。

では、次にまいります。南部地区体育館について。

南部地区体育館は、多くの町民がスポーツや行事に利用しており、また、自然災害時には避難所としての役割もする重要な施設です。トイレの老朽化と男女共用の状況により、利用者が不安、不快を感じるとの声が町民から寄せられています。この件について伺います。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

南部地区体育館の年間利用者数は、令和6年度で4,259人であり、令和5年度の5,737人と比較して、やや減少傾向でございます。

利用者の実態としましては、午前中に一般の方々の太極拳や体操等の利用が多く、夕方から夜にかけては、スポーツ少年団や一般の方々がバスケットボールやバレーボール等に利用されております。

トイレの男女共用による利用される方の不安や不快という声については、議員御指摘のとおり、現代的な課題の一つである、盗撮等の被害を防止する上でも早急に対応すべきことであると認識しております。

体育館内でのトイレ全面改修については、体育館の維持管理の面から一定の時間を有することから、まずはトイレの男女別洋式化について、仮設等を含め早急に対応したいと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

9 番。

9 番（長谷川 忠 君）

町長も南部体育館の状況は見たことございますか、このトイレの状況。ああ、そうですね。私も町民の方から指摘されたもんで現場見に行きました。そしたら、お掃除の方が午前中にいらっしやっただので、開いていたのでその時に見せていただいたんですけど、正直言ってびっくりしました。私も使ってたんですよ、バドミントンとかでスポーツ、私事ですけど。トイレは行かなかったのに、だから現状として全然知らなかったんですよ。

そして、あの体育館、南部体育館ですね。それと北部体育館が、大体1年あとに北部体育館のほうができたんですかね、ちょっと伺っております。その割には、北部体育館のほうはトイレは別、それから、考えてみたら南部体育館は更衣室も何か一緒みたいな感じだったんですよ。カーテンで仕切ってあるという状況で、これは現状として本当すごくやっぱり不安に値する状況で、今の時世から考えたら、男女が一緒のトイレとか全くございませんよね。

だから、北部のほうはそうやって男女別、たった1年違いで北部のほうはちゃんと男女別に分かれているのに、更衣室もですね。だから、スペースがなかったのかどうか、設計ミスなのか、1年違いだけでそんなに体育館の構成というか、間取りの取り方が変わってしまうのかなということちょっと懸念したものですから、この前お伺いしたとき。なおさらそう思ったんですけど、今、町長の答弁の中で、早急に対応策を取りたいとおっしゃっていただいたと思います。

今後トイレとかは、やっぱり水回り系はお金がかかりますけど、でもこれは早々にほっとつてよくない話で、そして便器自体も昔のかがんでするやつだったんですよ、女性の、大小するところは。女性がつて、男女共用になっていたから。そういう形の中で、やっぱり衛生面などもちょっと違いますしね。

そして今、お子さんなんかは洋式トイレになっているもんだから、便座式で、お話を伺うと座り込んでするようなあれはできないって言っているんですよ、やっぱり。昔は逆だったんですけど、我々が洋式便所になった時はちょっと苦労しましたがけど、まあ今現時点で、今のお子さんたちはそうやって慣れていないのでなおさら、そして、さっき町長もおっしゃったように、盗撮とかいろいろありますからね、そうやってカメラなんかを設置されたら大変なことになって問題となりますので、そういう事件等が発生しないうちに早急にこのトイレ、それからできれば更衣室のほうも男女別にしていただくという形をとっていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

南部体育館については、1年早く建てられました。その反省の下に、北部のほうで設計が変わったのかなというふうに、南部でもフローリングの問題が過去に議会でも取り上げられたと思います。ゴムのラバー形式で床が仕上げてあるんですけども、それを板張りに変えて欲しいという要望も前あったと思いますけども、なかなか立派なものではなかったかなというふうに思っていて、使いづらいという形でおっしゃる方が結構いらっしゃいますので、その辺も何も過去に手をつけられずに現在に至っているという状況かなと思っております。

改善は何かしていきたいと思っておりますけども、ほかの体育施設、スポーツ施設がたくさんございますので、それを含めて今後検討していかないといけないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

9 番。

9 番（長谷川 忠 君）

そうやって南部体育館の利用者数はちょっと減少していますけど、町長もおっしゃったようにラバーのこともありましたよね、あれが。北部のほうは板張りで何か使いやすかったけど、ラバーになるとどうしても体育館シューズ履いている人は突っかかるんですよ、あれね。引っかかってしまうような形になるから、それもやっぱりお話があったんですね、そういうのもね。

いろいろ体育館についても口石小、佐々小のほうもやっぱり老朽化しているということで、どうしても町の持ち物の箱物といいますか、そういう施設が老朽化がもうどんどん進んでいるんですよ。これからどんどんそうやって施設が老朽化して、また多額のお金が発生するんですけど、でも住民の皆さんのために、子どもさんのためにも早急にそうやって対処していただくようお願いして終わります。

それでは、4番目の総合福祉センターの温浴施設についてお伺いします。

現在の温浴施設は老朽化が著しいと思われま。老朽化に伴い具体的な調査はなされていますか。利用者数について、現在と10年前を比較してどのような変化がありますか。

また、安全性や衛生面に関する問題はないのですか。維持管理コストの年次推移と今後の見通しをどのように考えているか、利用者等のアンケートは取っていらっしゃるのかをお尋ねします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

当温浴施設は平成9年5月に完成し、28年が経過しております。議員御指摘の老朽化調査は現在まで行っておりませんが、総合福祉センター全体の現状調査及び将来の利活用方針を踏まえた長寿命化計画を今後策定したいと考えています。

私が所信表明で申し上げたように、災害に強いまちづくりをする上では、町内の温浴施設は1か所ですので、避難所開設時には使える状態にはしておきたいというふうに考えております。

令和6年度の利用者は6,749人となっています。平成27年度の利用者、10年前ですけども、1万2,199人となっていますので、10年間で5,450人減少している状況でございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
9 番。

9 番（長谷川 忠 君）

老朽化をしているということは、もう重々承知の上でいらっしゃるんですよね。それでできたのが平成9年で、もう28年も経過しているということで、特に水回りですから老朽化も著しいかと思えますけど。全体像で見ても減少なさっているとおっしゃいましたけど、1日平均とかいうか、月どれくらいの方が御利用になっているのか、ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

1日平均ですけども、令和6年度で18.5人、10年前は33.4人、14.9人1日当たり少なくなっているという状況でございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
9 番。

9 番（長谷川 忠 君）

非常に少ないですよね。そして、このほうで結局コスト的に、今、町内の方がお幾らで、町外の方がお幾らという温浴施設を利用するときに値段がちゃんと決まっているんですよ。そしてあそこで、2階で受付なさっている方も雇用なさっていますよね。だから、その人数だけの減少だけじゃなくて、それだけでコスト面だけでも相当かかっているんじゃないかと思うんですよね。だからそのところが、コストがどれくらいかかっているのか、経費がいつているのかということをちょっとお尋ねします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

令和6年度の温浴施設に係る収支状況になりますが、利用者からの施設使用料年間95万円に対し、維持管理コストは1,100万円程度となっています。支出の大きな変動はありませんが、利用者数の減により収入が減っている状況です。

今後、ボイラーの老朽化により交換等が必要になれば多額の費用がかかることから、ボイラーの故障等によって施設の存続が困難となる可能性があります。

現時点におきましては、当面のあいだは施設の運営を継続し、長寿命化計画を策定する際に、町民皆様や利用者などの声を集約し、今後の運営について検討していきたいというふうに考えております。

先ほどアンケートは実施しましたかというのがありましたか。（長谷川議員「ああ、はい。」）アンケートは実施しておりません、すみません。

議 長（川副 剛 君）

9 番。

9 番（長谷川 忠 君）

いや、多額のお金がかかっていますよね、やっぱり。収支の面でもやっぱり1,100万円からかかって年間95万円、ちょっとすごいですよね。そのような形でも町長がおっしゃったように、結局災害時に、やっぱり温浴施設を避難なされた方に提供すると、使うためにも大切な場所だということを知りました。それも確かですけど、これほど経費がかかっているのに、またボイラーがいつ壊れるか分からないのに、また多額なお金が発生するのに、やっぱりそうやってお金を投資してでも継続する意味があるのかな。または、もうシャワールームだけでもいいんじゃないかなと思うんですよね。

だから、やっぱり水回りですのでお金が発生しますので、そういうことも考えていただいてはいかがなものかなと思って。シャワー室を代替でつくるとか、もしもボイラーが壊れたときは、そうやって簡易のあれでつくっていただくとかいう形に方向性を変えていただくことはできないでしょうか。やっぱり温浴施設という形で継続して、これだけ経費を伴っても継続していかれるのかをちょっとお尋ねします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

この維持管理コストについて、もう少し内容を分析してから議会の委員会にお諮りしたいというふうに思います。今の金額、総額で上がってきておりまして、中身を聞いておりませんでしたので、人件費が幾らなのか、水代とかあと油代とかそういうものを分析しないといけないんですけど、災害時に使えるようにしたい、通常の温浴施設については、やめることについてはやぶさかではありませんけども、どうなのかということ委員会でお諮りして御意見を頂戴できればというふうに思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

9 番。

9 番（長谷川 忠 君）

前向きに考えていただきたいと思えますし、議会のほうとの折衝もあるでしょうから、そのところは加味いたしますが、なるべく早くこの問題に対して解決に図っていただくようお願いして終わります。

続いて、佐々駅舎2階の入居状況と今後の対応策についてお伺いします。

2022年、令和4年3月、本町が駅舎を改修し、佐々駅舎交流センターとして整備されました。1階は今年春に洋菓子店が入居され現在に至っています。しかし、2階のテナント募集は2回行われましたが、応募はありませんでした。

また、指定管理者制度を導入して、観光協会に運営を委託する計画もありましたが、実際には制度導入を断念し、テナントも応募に至らず、現状は町による管理が続いている状態です。

今後どのような方向性を考えておられるのかお尋ねします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

佐々駅舎につきましては、1階のテナント室はことしの3月に洋菓子店が開店し、おおむね好評を得ていると伺っております。

2階の会議室につきましては、今まで1階テナント室の募集に注力をしてきたため、今後の展開について検討が進んでおらず、これまでに入居者の募集も行っていないとの報告を受けております。1階と同じようにテナントとして募集をかける方法もございますが、町民の方が制作された作品の展示会やミニコンサートなど、これまでいろいろな御意見をいただいておりますので、それらを参考に町民の皆様に喜んでいただけるような利用方法を検討してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
9番。

9 番（長谷川 忠 君）

イベントルームとしての御活用を考えていらっしゃるみたいですが、イベントといってもたまにしか使われませんか。常時何かもうちょっと使えるような状況っていうのは何も考えていらっしゃるんですか。お伺いします。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

今申し上げましたように、町民の方が制作された作品の展示、それも考えているというか、そういう御意見をいただいております。これからはいろいろな御意見をいただいて、運営してまいりたいというふうに思っております。

議 長（川副 剛 君）
9番。

9 番（長谷川 忠 君）

展示施設みたいなことで、やっぱり町民の皆さんが何かつくったアクセサリーとか、そういう何かいろんな品物をそこで展示するという形なんですかね。結局一般の方も無償でできるんですか、それともお金が発生するんですかやっぱり、あそこを利用するときは、どういう形で。無償じゃないんですよね、やっぱり。

議 長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

現在はあちらのほうが普通財産になっておりますので、使用料の発生はしない状況になっております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）
先ほども申し上げましたように、御意見をいただいているということで、具体的に展示をするという話はまだ決まっておきませんので、すみません。いろんな御意見をいただきながらということで進めさせていただきたいと思います。

議 長（川副 剛 君）
9番。

9 番（長谷川 忠 君）

企画商工課ですかね、はい。そちらの課長のほうからも普通財産ということで、一時は指定管理者制度なんかも設けたみたいでしたけど、なかなか難しかったのは分かります。

あの施設が本当にもったいないんですよね、あそこ。早急に何か町長のお考えがお持ちかなと思ったものですから、ちょっとお伺いしたんですけど。町長としては、何かほかに案はございませんか。

早めにやっぱりせつかく交流の場所ともなるでしょうし、1階のほうも洋菓子店が入ってそれなりに販売も、業績は知りませんが継続してやっていらっしゃるみたいなので、やっぱりどうしてもMRの駅舎ということがありますので、人の行き来が多いところですので、1階はあるけど入店なさってますけど、2階が何となく利用度が少ないとなんか目に入りますので、何らかの形で早急に対策をして、応募があった場合には、早急にお使いになる手だてを考えてくださいますことをお願いして、私の一般質問は終わります。

議 長（川副 剛 君）
以上で、9番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（10時41分 休憩）

（10時55分 再開）

— 日程第2 一般質問（山之内 英樹 議員） —

議 長（川副 剛 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
一括質問・一括答弁方式により、6番、山之内英樹議員の発言を許可します。
6番。

6 番（山之内 英樹 君）

議長の許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を一括質問・一括回答の形式で行わせていただきます。

本日は議員として初めての一般質問の機会をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。町長はじめ関係執行部の皆様、どうぞよろしく申し上げます。

さて、ことしは16年ぶりに町のトップが交代し、佐々町にとっても大きな節目の年となりました。新しいリーダーの下で町政が新たに動き出しました。町民の皆さんも、これから町がどう変わるのかと大きな関心と期待を寄せています。

昨日の町長の所信表明でも、出産祝い金6万円、耕作放棄地の活用、町有地の利活用、敬老年金の復活、学校給食費の無償化、屋根つき施設の整備、農業体験施設のリニューアルなど、濱野町長の思いが詰まった、暮らしや地域の活性化につながる施策が語られました。町民の暮らしを支える前向きな内容だと感じております。

ただ、その多くが支出を伴うものであり、財源の多くは国や県の補助金に頼らざるを得ない状況です。もちろん国の支援を最大限活用することは大事ですが、それに加えて町が自ら財源を生み出す発想が必要だと私は考えます。

ふるさと納税制度の活用により、地方自治体も独自の財源を確保することが可能になりました。今後はさらに、佐々町のブランド力を高めることが重要な局面を迎えると私は予想しております。

地域資源の活用、民間との連携による収益事業、観光や特産品を生かした産業の強化など、自ら稼ぎ、その収益を町の発展につなげる仕組みをつくるのが大切だと考えております。

そこできょうは、新しい町政がどのような方向性を描き、何を優先して進めようとしているのかを町民の皆さんと共有したいと思い、この場を使わせていただきます。

今回は細かく一問一問お聞きするよりも、大きな流れを伺いたいと考え、一括質問・一括回答の形式を選びました。

まずは町長が考える、これからの佐々町の基本方針を4つの視点からお聞かせいただきたいと思えます。

まず1つ目、公共施設の自由化・民営化について。

佐々町には、公民館や農業体験施設など暮らしや地域活動を支える公共施設が多数あります。しかし長いあいだ、運営や利用方法が大きく変わっていません。もっと有効に活用できる余地があるのではないのでしょうか。町民や民間事業者がより自由に活用できるよう、自由化・民営化あるいは民間委託といった運営形態も検討するべきだと考えます。町長はこうした施設の今後の方向性や具体的な方針をどのようにお考えでしょうか。

2つ目です。経済と観光活性化について。

佐々川や公園、四季の自然など佐々町には魅力的な観光資源が数多くあります。これを経済の活性化につなげるためには、町だけではなく、商工会や観光協会、地域事業者との連携が欠かせません。イベントや地域資源の活用も、行政と民間が一体となって戦略的に進める必要があります。こうした連携や観光資源の活用について、町長はどのようにお考えでしょうか。

3つ目です。行政の透明化と情報発信について。

町民の理解と信頼を得るには、情報を正確に分かりやすくタイムリーに発信することが重要です。SNSや広報紙、ホームページの改善はもちろん、各部署の方針や事業の進捗状況を町民が把握できるようにすることも必要です。町長は情報発信や住民理解の促進についてどのようにお考えでしょうか。

4つ目です。行政のデジタル化、効率化について。

デジタル化は、行政サービスの向上、住民の利便性アップ、職員の業務効率化やコスト削減に直結します。オンライン申請や電子決済などは全国的に広がっております。佐々町においてもこうした取組をどのように進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。

以上4点について、お伺いたします。

議長（川副剛君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

まず、公共施設の自由化・民営化・民間委託についての御質問にお答えいたします。

公共施設の管理につきましては、令和4年3月に佐々町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等に関する目標と方針を定めて、その中の基本目標の一つとして、民間活力の導入や主体間の連携を掲げており、1つ、公共サービスの民間代替性を考慮し、民間に任せたいほうがコスト、サービス維持の観点から有利な場合には、PPP、PFI、包括委託などの官民連携を積極的に進め、PPPとPFIは官民連携のことです。今後、その適応範囲を広げることにより、経費縮減とともに民間の新たな雇用創出につなげる。

2つ目、小規模な集会施設、コミュニティ施設など地域レベルの施設は、地域主体の管理運営を拡大する。

3つ目、全町で利用する町域施設では、官民連携の視点を持ち、1町でのフルセット主義の整備から脱却し、1つの町で全部の施設を網羅するというようなことから脱却し、近隣市町の公共施設との機能分担に十分配慮し、相互利用を図ることとしております。

そして、計画で定めた基本方針、各課のヒアリングを踏まえ、公共施設、インフラ施設を対象に類型別方針を設定し、各課が管理している施設それぞれに今後の活用方針を定めているところですので、状況に応じた対応を行ってまいりたいと思います。

公民館の方針についてですけれども、現在、佐々町の公民館は、社会教育法に規定する公民館として設置し管理しております。議員お尋ねの公民館の民間委託等については、平成15年度に地方自治法の改正により導入された指定管理者制度、PFIのことですね、がございます。

この制度では、地方自治体が設置した公民館の管理を、民間事業者やNPO法人など幅広い団体に委託ができ、民間事業者のノウハウを活用し、より効果的、効率的な管理運営を目指すことができます。

一方で、指定管理者の導入により、サービスの質の低下やコストの増加、地域住民のニーズとの乖離などが生まれたケースも見受けられ、慎重に研究していく必要があると考えます。

当面、本町での公民館の管理・運営は、営利事業への援助禁止、選挙の特定の候補者や特定の宗教の支持を禁止など、社会教育法の適用が優先されるため、現行どおり直営で実施していきたいと考えております。

次に、農業体験施設についてです。

農業体験施設の運営につきましては、昭和59年に農業後継者、小中学校、幼稚園、保育所園児のための農業の育成施設として学童農園が設立されております。また、平成23年に農業体験施設と名称を変更し、現在に至っている状況です。

この施設は約40年が経過していますが、今後の施設の在り方を進めており、民間提案型の導入を考えている状況です。令和6年度に産業建設文教委員会、全員協議会の中でも調査していただいているわけですが、その際に、直営で継続するか、民間にお願いするかの結論は出ておりません。とりあえず利用者増を図るため、所信表明で申し上げた広場の一部をドッグランにし、老朽化したキャンプ場は、オートキャンプ場としてリニューアルしたいと考えています。

また、畑作や草取りなどの維持管理をするため、障がい者雇用施設での民間委託にできないかなどの研究をしたいと思っております。

議会も執行も新体制となりましたので、今後どのような運営が一番よいのかということ調査研究しながら、議会の皆さんの御意見もお聞きし、方針を定めたいと考えています。

次に、観光資源の活用についてですけれども、商工会をはじめ、観光協会などの関係機関との連携につきましては、地域の観光資源を効果的に活用し、交流人口の増加を図る上で大変重要であると認識しております。

本町においても、観光資源を生かしたまつり、花菖蒲・うなぎまつりなどのイベント開催にあたり、商工会や地元商工業者との意見交換や共同事業の実施を行ってまいりました。今後は

さらに連携を強化し、行政だけでなく民間の知恵や機動力を生かしながら、観光による地域経済の好循環を生み出していけるよう努めてまいりたいと考えております。

観光資源を生かすためには、古川岳遊歩道の整備、千本公園や皿山公園の草刈り清掃、真竹谷のしだれ桜の手入れなど、すべきことの課題があるように思います。

続いて、SNS等での情報発信についてですけれども、防災、観光、教育、福祉、子育てなどの行政情報や町民生活に関する様々な情報について、広報紙、ホームページのほかLINE、Instagram、データ放送、メールを活用しての情報発信を現在行っております。

御質問のSNSにつきましては、佐々町公式LINEを活用し、広報紙等行政情報、イベント等の配信のほか、ごみカレンダー、ごみの出し方など生活に必要な情報をいつでも見ていただけるように取り組んでおります。

また、Instagramにつきましては、写真を多く用いて、主に各種イベント等を配信しており、若い世代の方にも見ていただけるよう情報発信をしているところです。

登録者数も少しずつ増えてはきておりますので、今後もより多くの方に興味を持っていただけるような内容の情報発信に努めるほか、各種会議やイベント等での町公式SNSの紹介など、情報発信の強化に取り組んでまいります。

それから、最後のデジタル活用についてなんですけれども、担当課長から申し上げますけれども、私の考えをと言われたので先にそこを述べさせていただきます。

全国町村会でも国に要望されておりますが、DX（デジタル・トランスフォーメーション）、企業がデジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセスを変革し、競争上の優位性を確立すること。DX推進に力を入れ、国及び県の動向を踏まえ、コスト削減やサービスの向上など職員の負担軽減を図っていければと考えております。

あと担当、総務課長のほうから答弁をさせます。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

行政のデジタル化、効率化についてですが、これまでのデジタル化での効果といたしましては、コロナ禍を機に導入した、窓口の支払い業務でのキャッシュレス化による利便性の向上、文書管理システムを活用した電子決済機能によるペーパーレス化によるコスト削減などが挙げられます。

また、デジタル化とは違うかもしれませんが、これもコロナ禍がきっかけとなり、小中学校で1人に1台タブレット端末を導入しております。

全国で導入されているマイナンバーカードを利用した申請システムであります「ぴったりサービス」も導入をしておりますが、利用者数は多くない状況でございます。

庁舎内のデジタル化につきましては、令和5年度に佐々町DX推進会議を設置しまして、その中に2つのワーキンググループを立ち上げまして、そのワーキンググループでの検討を行ってまいりました。そして令和7年度には、国のデジタル実装伴走支援事業を活用しまして、どのようなシステムを導入することが町民皆様にとって効果的なのかを判断するための支援を受けており、令和8年度中の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の交付申請を目指しております。

今後は、窓口改革をはじめ、電子入札や電子契約など住民皆様の利便性向上のみならず、職員の働き方改革にも資する最適なデジタル化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

6番。

6番（山之内 英樹 君）

ありがとうございます。大方、前向きな姿勢をいただいてありがとうございます。

公民館につきましては、営利事業を禁止されていると言われましたんですけど、平成30年か31年か忘れたんですけど、文部科学省から、もっぱら営利目的を禁止するものではないということの通達があつていますので、その辺りも考慮して運営していただきたいと思います。

そして、財源確保については、やはり国や県頼みではなくて、町が主体的に稼ぐ仕組みが必要だと思っております。公共施設や観光資源を使った収益事業、民間との連携など、もっと積極的に検討していただきたいと思います。

お願いしたいのは、財源の使い道を町民と共有することです。そうすることで利益が特定の民間に偏るのではという不安をなくし、理解も得やすくなります。その上で、福祉や教育などの未来への投資に回すことで、町民の暮らしを直接支えることができます。

こうした稼いで還元する循環づくりについてもお考えをお伺いしたいと思います。

また、情報発信は、町長部局だけではなくて、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会など他の部局にも広げていただきたいと思っております。

さらにデジタル化を進める中で、A Iの活用も検討いただきたいと思っております。A Iは事務作業やデータ処理、問合せ対応などを効率化し、少ない職員でも質の高いサービスを提供する体制を支えていますので、A Iの活用についてはどうお考えでしょうか、御検討のほどよろしくお願ひします。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

A Iの活用については総務理事に、実践しておりますので答弁をさせます。

私は財源の確保の部分で。確かにふるさと納税でたくさんいただければ、いろんなことができるなど。佐々町でも図書館のLED化とか使わせていただいておりますけども、もっと多くあればいろんなことができるなどということで、佐々町のPRには今から努めてまいりたいと思います。

何をやればいいのかという感じで思っておりますけども、いろんな面でPRをしていきたいというふうに思います。それによってふるさと納税をしていただく方から企業版のふるさと納税のほうにもお願いできればというふうに思っているところです。

おっしゃるとおり財源の確保、私が今回町長になって使用料を上げるとなれば批判を買うかなと思って、今のところは検討を始めないといけないという段階で思っております。いずれ自主財源を確保するためには、使用料の値上げで住民の皆様をお願いすることになるかと思っておりますけども、その辺も努力して、よりよきものにしていくためには御負担をいただけたら、よりよいものになるのではないかとこのように考えておるところでございます。

まずクリーンセンターも、料金見直しとか、それから水道料の値上げとか、そういうものが出てきますけども、まずは庁内のほうから財源の支出の見直し等も含めてやっていくことが先だと思いますので、それをやってから値上げはさせていただきたいなというふうに感じているところでございます。

自主財源については、非常に国及び県が公債に頼っている状況でございますので、できるだけたくさん自主財源が得られるように努力してまいりたいと思います。

A I について総務理事のほうから答弁させます。

議長（川副 剛 君）
総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

議員御質問のA I の導入についてでございますけども、私もA I のほうで調べ物等々をさせていただいております。

その中でやはり使い勝手のほうはいいかと思えます。しかしながら、行政のほうで使っていくということについては、やはり機密性、こういったものについて十分な配慮が必要だというふうに考えております。

そうしましたところ、まずはガイドライン等をきちんと整備しながら、導入に向けては慎重に検討していかないといけないのではないかとこのふうには考えております。

また、総務課のほうにも電算担当のほうもおりますので、庁内全体としてそういったA I 導入に向けて業務の効率化、働き方の改革、こういったことについて取り組む方向、どこまでを取り組むか、そういったところについても十分協議をしながら進めていく必要があるのではないかとこのふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（川副 剛 君）
6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

ありがとうございます。非常に全体的に前向きで考えていただいて、これからの期待が膨らんでいるところであります。

佐々町としては、まだまだ大きな可能性を秘めている町だと私自身は思っております。町民の皆さんと行政が力を合わせれば、もっと暮らしやすく、もっと魅力のある町にできるはずで。私もそのために力を尽くしてまいりますので、今後とも指導、御協力をお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（川副 剛 君）
以上で、6 番、山之内英樹議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（11時18分 休憩）

（11時19分 再開）

— 日程第3 議案第37号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町税条例の一部を改正する条例） —

議長（川副 剛 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
これから議案の上程を行います。
質疑、討論、採決の順で進めていきます。
日程第3、議案第37号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例の一部を改正する

条例)を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第37号 朗読）

説明は、税財政課長にお願いをいたします。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、新旧対照表に入ります前に、ページの19ページをお願いいたします。

それでは、19ページに改正の条例の概要を掲載をしております。

まず、改正の根拠でございますけれども、提案理由にもありましたとおり、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）となっております。

法律の改正の理由につきましては、下に記載をしておりますとおり、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税の特定親族特別控除の創設でありますとか、軽自動車税の種別割の税率の見直しなどが上がってきております。

それでは、条例改正の概要ということで、順に行きたいと思っております。

まず第18条、ここでは公示送達になっておりますけれども、公示送達の確認につきまして、インターネットでの閲覧や、電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することを可能にするための改正となっております。

施行日につきましては、記載しておりますとおり、施行の日施行となっておりますけれども、具体的には、令和5年の法律の公布の日から、令和5年3月の公布の日から3年3月を超えない範囲内において政令で定める日ということになっております。

続いて、第18条の3。

これについては、第18条の改正に伴う規定の整備となっております。

第34条の2からが特定親族特別控除の関係になります。

第34条の2については、この特定親族特別控除額を追加ということになっております。

20ページをお願いいたします。

まず、特定親族特別控除につきましては、大学生年代の子等ということで、これは大学生に限りませんが、12月31日時点で、19歳以上23歳未満の扶養控除を受ける場合、その扶養対象者の年収条件が、現行103万円までだったのが160万円までということになります。控除額は45万円になります。

この大学生年代の子等の年収が160万円を超えて188万円以下の場合には、控除額に段階を設けて控除が受けられるというものになります。

施行日は、令和8年1月1日ということで、令和8年度分からの個人住民税から適用ということになります。

それから、第36条の2第1項からその2つ下まで、第36条の3の3第1項までにつきましては、特定親族特別控除関係の改正に伴う改正ということになっております。

それから、20ページの一番下にあります第82条（種別割の税率）ということで、軽自動車税

の種別割でございますけれども、税率の区分の改正があがっております。

現行の50ccの原付バイクにつきましては、令和7年11月の排ガス規制への適合が困難ということになりまして、今回の税制改正で総排気量が50ccを超えて125cc以下かつ最高出力が4キロワット以下のものの種別割の税率が2,000円と。50ccと同様ですけれども、2,000円とされることとされたというものでございます。

施行日は、令和7年4月1日となっております。

それから、第89条の第2項については、軽自動車種別割の見直しに伴う規定の整備となっております。

続いて、第90条の第2項、第3項につきましては、マイナ免許証の運用開始に伴う規定の整備となっております。

続いて、附則第10条の2の第23項から第26項につきましては、項ずれに伴う改正となっております。

21ページが一番下段にあります、附則第10条の3第14項につきましては、大規模修繕工事を行ったマンションの固定資産税の減額措置の関係でございますけれども、納税義務者から申告書の提出がない場合でも、管理組合から書類の提出がされて、一定の要件に該当すると認められる場合には、減額措置を適用できるというものでございます。

施行日は、令和7年4月1日となっております。

それから、22ページをお願いいたします。

22ページは、上段が附則第10条の4でございますけれども、ここは減額措置の廃止による削除でございます。

続いての附則第10条の5につきましても削除ということになっております。

附則第10条の6につきましては、条ずれの反映と令和8年度分までの適用期限を延長するものでございます。

附則第16条の2の2ということで、新たに新設がされます。

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例ということで、加熱式たばこの課税方式につきまして、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは、紙巻きたばこ1本として課税する仕組みと見直しがされるということで、この加熱式たばこの税率を段階的に引き上げまして、紙巻きたばこの税負担差を解消するものでございまして、当分の間の措置ということになっております。

施行日は、令和8年4月1日からとなっております。

続いて、23ページに、今回の個人住民税に係る控除関係の見直しを表でまとめております。

太枠で囲っておりますところが個人住民税の分になりまして、令和8年度分からの適用になります。

まず、①番が給与所得控除の見直しということで、これは190万円未満の人が対象ですけれども、改正後65万円になります。

②番の基礎控除の見直しにつきましては、個人住民税は改正なしということになっております。

③番、大学生年代の子等の年収条件の引上げということで、先ほども御説明しましたけれども、103万円までのところが160万円までと、新たに創設をされると。160万円から188万円の場合には、段階的に控除がされるというものでございます。

④番の扶養親族に係る所得要件の引上げ、これも改正後58万円、給与年収ベースで123万円ということになります。

それから、非課税ラインでございますけれども、これは単身者ですけれども、年収ベースで改正前は93万円のところが、改正後には103万円までが非課税ラインになるということになります。

それから、24ページをお願いいたします。

24ページは、給与所得控除と基礎控除見直しに伴う所得税と住民税所得割の影響を示した表になっております。

例えば、太枠で囲っております一番上段、給与収入が103万円の場合、この場合には、所得控除が10万円引き上げられます。

それに伴って、課税される所得金額というところで、住民税がマイナス、三角の5万円低くなります。それに伴って、一番右側に税額としておりますけれども、住民税が5,000円低くなるというものでございます。

これが例えば、200万円のところを見ていただきますと、200万円の給与収入のところで行きますと、これは、所得控除は190万円までが対象となりますので、所得控除のところは見直しがないと。基礎控除のところで行きますと、所得税が47万円多くなりますので、課税される所得金額は、所得税で47万円低くなると。その関係で、税額とすれば、所得税が2万3,500円低くなって、住民税は変わらないというような見方になっております。

それから、25ページをお願いいたします。

25ページは、先ほど申しました特定親族特別控除、これが19歳以上23歳未満の親族の分の控除額を一覧表にまとめたものでございます。

表の一番左側のほうについては、この特定親族、大学生年代の子の給与収入が123万1,000円から160万円までは控除額が45万円になります。

それから、真ん中の表でございまして、160万1,000円から180万円までの給与収入の方は段階的に受けられまして、41万円から11万円、段階的に控除を受けられると。

それから、右側2つですけれども、180万1,000円から185万円の収入の方は6万円の控除、185万1,000円から188万円までの方は3万円の控除が受けられるというものでございます。

それから、26ページをお願いいたします。

26ページは、たばこ税の改正でございます。

現在のたばこ税につきましては、国税と地方税で、地方税の中に市町村たばこ税がありまして、現在、1本当たり6.552円、6.552円が市町村たばこ税ということで、合計として国・地方合わせて1本当たり15.244円がたばこ税ということになっております。

これが今後の市町村たばこ税ということで、下段の表を見ていただきますと、この加熱式たばこ紙巻きたばこの税負担差を解消するための課税方式の見直しということで、下の表の現在のところでございますけれども、現在のその加熱式たばこ1箱580円、20本5.4グラムの場合というところで行きますと、そこで換算、紙巻きたばこに換算した結果、税額とすれば1箱当たり111.384円になります。これが紙巻きたばこと比べたら、約20円ぐらいの税負担差があるというものでございます。

これが下の太字で書いておりますとおり、令和8年4月1日、経過措置はありますけれども、例えば、その太字で書いております下段のほうに、加熱式たばこ20本5.4グラムの場合、これは1本当たり0.35グラム未満となりますので、1本をもって紙巻きたばこの1本に換算するということとなりますので、紙巻きたばこと同じ131.04円が市町村たばこ税になるというものでございます。

それでは、新旧対照表の2ページに戻っていただきたいと思います。

2ページです。佐々町税条例の一部を改正する条例。

佐々町税条例（昭和31年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場

合には、当該改正後部分を加える。

2ページは、第18条と第18条の3ということで、公示送達に関する改正ということになっております。

3ページからが特定親族特別控除の改正ということで、第34条の2から第36条の3の3までいきますので、5ページまでが特定親族に関する改正ということになっております。

6ページをお願いいたします。

6ページについては、軽自動車税の税率の見直しということで、第82条が原付の税率区分の改正ということで、ア、第82条の第1号、ウのところに書いてありますとおり、年額2,000円というものが追加になっております。同様に第89条も種別割に関する改正ということになっております。

7ページの第90条、これはマイナ免許証の運用開始に伴う改正ということになっております。それから、8ページをお願いいたします。

8ページは制定附則になります。

附則の第10条の2のところは、項ずれに伴う改正と。

それから、次の9ページの第10条の3、これについては、第14項に特定マンションに関する改正ということになっております。第10条の4は削除ということで、11ページ、11ページも改正前に、第10条の5というのがありますけれども、これも削除になっております。

それから、13ページをお願いいたします。

13ページは、第10条の4ということで、条ずれと令和8年度までの延長という改正になっております。

それから、15ページをお願いします。

15ページについては、第16条の2の2ということで、加熱式たばこに係るたばこ税の特例と見直しということでの改正が追加をしております。

17ページをお願いいたします。

17ページが附則でございます。

施行期日第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するというもので、第1号については、特定親族特別控除の創設に伴うものでございまして、令和8年1月1日と。

第2号については、加熱式たばこに関連するものでございますので、令和8年4月1日と。

第3号につきましては、公示送達関連の施行日ということになっております。

第2条については、公示送達の経過措置。

第3条については、町民税に関する経過措置となっております。

18ページの第4条については、固定資産税に関する経過措置となっております。

第5条については、軽自動車税に関する経過措置。

最後、第6条については、町たばこ税に関する経過措置ということになっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

これから質疑を行います。

質疑のあられる方。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

2点あります。1つは、公示送達についてなんですけれども、施行が令和5年3月から3年3か月を超えない範囲というふうになっているんですけれども、施行の見通しというのはどう

いうふうになるのかということ。

この機会に、私も不勉強でよく分からないところがあるんですけど、公示送達等について少し説明をいただけませんか。具体的な例で、例えばどのようなものがあるのかということについてお答えいただきたい。

2点目は、たばこ税の改定に関わってなんですけども、この影響が実際に出てくるのはいつ頃になるのかということについてお考えがあれば伺いたいと思います。2点です。

議長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

まず、1点目の公示送達に関連してですけれども、先ほど申しましたとおり、令和5年法律のところの公布の日から3年3月を超えない範囲内ということになりますので、そこから計算しますと、令和8年6月までが範囲内ということになっておりまして、政令で定める日ということになっておりますので、まだその政令が公布されたというものを、通知をまだ受けておりませんので、そこは逐次、確認をしながらと思っております。

また、どういうふうなやり方をしていくかということも他の自治体にもお聞きをしながら、ちょっと進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、具体的な例というものでございますけれども、例えばでございます。例えば、納税通知を、固定資産税の納税通知を送りたいんですけれども、例えば国外におられる方とか届かないという方に対しては、公示送達、今は掲示板に貼っておりますけれども、公示送達に掲示をして送達があったものとみなしておると。

もしくは、例えば、佐々町を転出されて、転出予定先で確定がされていない方ということで、どこにも住民票がない、現在、住民票がない方でありまして、そういうふうな方については送り先がありませんので、そういうようなものも公示送達をさせていただいておるというものでございます。

それから、たばこ税の影響でございますけれども、この施行日が令和8年4月ということになりますので、今の現段階においては、その影響額というのはなかなかはじき出すのは難しくなっております。御了承いただきたいと思っております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

8番。

8番（永田 勝美 君）

ごめんなさい、1問目はよく分かりました。

2問目は、影響額じゃなくて、要するに実際にこれが施行されて影響が出てくる時期がいつ頃になりますかっていうことです。

議長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

時期でございますけれども、まず経過措置ということで、この資料の20、今、タブレットの26ページの表に記載しておりますとおり、施行日は令和8年4月1日と。令和8年9月30日ま

で経過措置ありと書いておりますけれども、第1段階では、その令和8年4月1日で改正がされて、第2段階で、令和8年9月30日で税率の改正があるということになっております。

ですので、その影響があるってなれば、この令和8年4月1日から影響は出てくるものだと思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第37号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

（11時46分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第4 議案第38号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第38号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第38号 朗読）

以下、保険環境課長に説明をさせます。

議長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、議案第38号について、まず資料を基に改正の内容について説明のほうをさせていただきます。

タブレットのほうの最終ページになります、5ページのほうを御覧ください。

資料上段の改正の経緯については、議案書の専決処分の理由と同様になりますので、説明を割愛させていただきます。

資料中段、改正の内容ですが、表の真ん中、対応する法令で、下線を引いた地方税法施行令第56条の88の2、こちらの第1項が基礎課税額の限度額、第2項が後期高齢者支援金等課税額の限度額。

その下、令第56条の89が減額措置の軽減判定所得に関する規定で、今回こちらが改正されましたので、条例対応条文欄に記載のとおり、対応する佐々町国民健康保険税条例の第2条、それから第21条をそれぞれ改正しております。

改正の内容としましては、表の下に記載しておりますが、基礎課税額の限度額65万円を1万円引き上げ66万円に。後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円を2万円引き上げて26万円に。

また、低所得者層の保険税軽減措置では、5割軽減の判定所得29万5,000円を1万円引き上げ30万5,000円に。2割軽減、54万5,000円を1万5,000円引き上げ56万円に改めています。

課税限度額の引上げについては、国の社会保障審議会において、被保険者間の税負担の公平性確保、中間所得者層の税負担の軽減を図る観点から検討を判断されるものですが、被用者保険の限度額の適用ルールとのバランスも考慮の上、今回、見直しがされております。

また、軽減判定所得の拡充についても国のほうで検討、判断されたものになりますが、昨年度と同様に、全国的に賃金水準が上昇していますが、これを上回る継続的な物価高騰等の厳しい経済動向を考慮した場合に、所得増によって軽減が外れ、税負担が増えてしまうのは過重になるという判断から、前年度、軽減に該当した所得層が引き続き軽減に該当するよう、軽減判定所得の引上げがされたものとなっております。

それでは、議案書のほう戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険税条例（昭和41年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

下の新旧対照表ですが、資料のほうで御説明しましたとおり、基礎課税額の限度額について、第2条の第2項になりますが、改正前65万円を改正後66万円に改めております。

その下、次の3ページまでにわたっておりますけれども、第2条の第3項、後期高齢者支援金等課税額の限度額について、改正前24万円を改正後26万円に改めております。

次の3ページです。第21条が国民健康保険税の減額について規定した条文となっております。

こちらの第1項、本文において限度額の規定がございますので、こちらも第2条と同様に基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分のそれぞれを改めております。

3ページの下段から4ページにわたっておりますけれども、軽減判定所得に係る規定になっております。

3 ページ下段から4 ページ上段の第2号で、5割軽減の判定所得、改正前29万5,000円を改正後30万5,000円に。

4 ページ中段、第3号で2割軽減判定所得、改正前54万5,000円を改正後56万円に改めております。

4 ページ、新旧対照表の下、附則になります。

施行期日を令和7年4月1日、適用区分を令和7年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものを規定しております。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（川副 剛 君）

これから質疑を行います。

質疑のあらわれる方。

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

今回の改定の対象数と、それから影響見込額について分かればお答えください。

議 長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

昨年度の本算定賦課期日現在と今年度の本算定賦課期日現在ということでの比較を行っております。

対象の世帯数で、昨年度と比べまして、5割軽減世帯では2世帯の増、被保険者数がマイナス1。実数を申し上げますと世帯数が269、被保険者数が461。軽減の額で申しますと、基礎課税分と後期高齢者等支援金分と介護分とありますので、基礎課税分のところで申し上げます。軽減の額のほうが498万7,155円になっております。

それから2割軽減です。世帯数、実数が184。被保険者数が338。昨年度と比較しまして、世帯数がマイナス9、被保険者数がマイナス16となっております。軽減の額につきましては、2割軽減のほうが、これも基礎課税分になりますが、145万9,328円となっております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

課税額が、今回のやつは要するに、課税額の増額改定になる人っていうのは基本的にいないということですかね。

議 長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

限度額の引上げについては、限度額に到達されていた世帯、被保険者世帯のほうが対象になりますけども、そのこの部分の引上げということがございますので、こちらの課税額のほうは昨

年度と比べて増えると。引き続き限度額の所得層にあられる方は課税額が増えるというような状況になろうかと思えます。

一方、軽減判定の所得について拡充のほうがされておりますので、先ほど、説明の中でも申しましたけども、昨年度、軽減に該当されていた所得層というのが、引き続き該当されるようなことで拡充がされておりますけども、先ほど申し上げましたように、本町においては、世帯数、被保険者ともに昨年度より減少するという結果になっております。

ただ、被保険者数自体が継続的に後期高齢者のほうに移行するような形へと減ってきておりますので、必ずしも軽減の拡充とか、所得の上昇によって減っているということなのかということまでは、ちょっと分析ができていない状況です。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

いや、だから、上限が引き上がる分の方々、65万円が66万円になるわけですから、その対象になる方っていうのはどれぐらいいるんですかっていうことを聞いているんですよね。それを聞きたい。

議 長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

すみません、限度額の対象世帯数が令和7年度で11世帯ございます。

前年度と比較してこちらはマイナス1、すみません、正確に今ちょっと記憶しておりませんが、ほぼ横ばいな状況です。

議 長（川副 剛 君）

ほか質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第38号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

— 日程第5 議案第39号 物品売買契約締結の件
（小・中学校児童生徒用ノートパソコン（タブレット）購入） —

議 長（川副 剛 君）

日程第5、議案第39号 物品売買契約締結の件（小・中学校児童生徒用ノートパソコン（タブレット）購入）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第39号 朗読）

以下は、教育委員会のほうに説明させます。

議 長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、同ページの下記のほうをよろしく願いいたします。

記。物品名、ノートパソコン（タブレット）、契約の目的、小・中学校児童生徒用ノートパソコン（タブレット）購入、契約の方法、随意契約、契約金額6,398万400円（うち消費税581万6,400円）、契約の相手人、長崎県長崎市田中町585番地5、扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 松尾隆宏。

提案理由、本件に係る入札が、令和7年5月27日に、長崎県教育の情報化推進協議会により執行され、上記業者が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐々町条例第22号）第3条の規定により提案するものです。

次のページをお願いいたします。

導入予定数1,572台、予備機を含んでおります。各学校の台数は以下のとおりです。

調達方法、共同調達による一般競争入札でございます。

入札結果、日時、場所、落札業者については御覧のとおりですが、落札額6,052万2,000円、契約額6,398万400円。約340万円の差額が生じます。こちらにつきましては、共同調達入札の様子は学校への搬入までとなっておりますので、各学校の機器設置費用は、各市町村で契約となっております。したがって、1台あたり2,000円を含めたものがこの差額となっております。

契約の方法、随意契約。共同調達による一般競争入札を行っておりますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号にある、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときと、そこに基つき契約をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらのほうに導入しますノートパソコン（タブレット）のカタログのほうを付けさせてもらっております。

ASUSのクロームブック、これを調達する予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（川副 剛 君）

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

所管事務調査の会議録を読んでいたんですけども、その中で、今まである1,500余台の処分についての確認があっているんですけども、曖昧な回答だったものですから確認をさせてください。

利用するものはして残りは処分という回答、意見に対して、そういう答弁があっているんですけども、耐用年数が4年ということで、その間のいつ頃まで、そういう処分するか利用するかを決定していかれるのか。

利用するにしても中を、あとどのように管理していくのか。費用がかかるんじゃないかと思うものですから、そこら辺をどう考えておられるのか。

3年間のうちするか、もう一気に処分をしてしまうのか、そこははっきりしないと、いつまでたっても前の機械が残ってまた山積み、また三、四年後には、また切り替えてまたということが重なってくるものですから、ちょっと気になるものですから、それが1点と。

契約書のタイトルはどうなっているんですか、これ長いタイトルがあるものですから、物品売買契約書ってなっているのか、それとも小・中学校の何とかノートパソコン何とかってなっているのか、タイトルをどうなっているのか教えてください。

それから、今、仮契約済みってということが書いてありましたけども、今から1台当たり2,000円の費用をかけてすれば、幾らですか、350万円ほどの費用がかかるわけですね。それは別途契約をしてまた搬入の設置をするのかどうか。どのような、搬入の費用がどういうのかかかるとなっているのか。ただ持ってきて学校に納めれば済むのじゃないかと思うんですけども、ほかに何か機器との接続とかそういう調整があるのかどうか。そこら辺についてちょっと教えてください。

それから、1,572台の確認があっているんですけども、予備機ですね、予備機の確認があっているんですけど、約とか程度とかははっきりした数字は申し上げておられないから。設置費用は佐々小学校は415台、口石小学校が607台、佐々中学校が550台というのは分かったんですけど、そのうち各学校の予備機が幾ら納入されるのかがはっきり分からないものですから、予備機について各学校ごとの数字を教えてください。3点か4点、お願いします。

議長（川副 剛 君）

4 点。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、まず、予備機のほうからよろしくお願ひいたします。

各学校の予備機の台数ですが、全部で176台、佐々小学校については47台、口石小学校が55台、中学校が74台ということで、現時点で計画をしておるところです。

それから、350万円程度の契約についてでございますが、一度に契約をするように考えております。

その350万円の使途ですが、機器のほうの搬入については学校までと。そこから各クラスに充電保管庫というのがございます。そちらのほうへ持って行き、そこへの接続、そういった作業のための費用が1台当たり2,000円ということになります。

契約のタイトルでございますが、契約書のタイトルでございます。物品購入契約書というタ

イトルで仮契約を結んでおります。

処分についてでございますが、申し上げておいたのは、適切な処分についてということで、文部科学省のほうから通知が来ておるものでございまして、再利用できるものは再利用するようにと。使用が不可能なものについては、適正な情報を復元不可能な状態にして処分をするよというふうな通知がございまして、それに従い、使用できるものについては、役所の施設内で利用できたというところで、今、現状として考えているところでございます。

期間については、まだ今のところは、想定はできておりませんが、様子を見ながら使用をしていきたいというふうには考えておるところではございます。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

ちょっと補足の説明をさせていただければと思います。

仮契約上の端末の搬入までが契約の範疇で、そこから1台2,000円の契約を結ぶわけですが、端末そのものの初期設定というのがございます。そちらのほうの設定ができないことには、子どもたちの活用というのがすぐにはできませんので、そこまでの含んだ初期設定費用ということで345万円の予算の計上をさせていただいているところでございます。

また、処分の利用につきましては、今現在、子どもたちが使用している端末でございます。実際にその保管状況とか使用状況ということで、それぞれの端末の状況ということの確認をしなければならぬかなというふうには思っております。

今年度中に搬入が終わりまして、来年度からちょうど入替えをする。入替えをした段階で、今年度まで使っておいた端末の状況をしっかりと精査する必要があるかなというふうには思っております。

その使用状況とそれから実際に活用できるような施設、それから学校のほうにも希望を取りまして、学校で使用できるニーズをしっかりと調査をいたしまして、正確な数字を把握して、不必要なものについては、確実に破棄をしなければならぬかなというふうには考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

1番。

1番（須藤 敏規 君）

ということは、物品売買契約書で中の何かの条文の中に、台数とかいろいろな納品についての取決めが書いてあるということになるわけですかね。

それと処分についてですけど、この物品についての納入が今年度中に終わるということは、今から契約して納められて来年の3月まで、それまでは今のタブレットを使っているというような状況になるわけですかね。ということは、早めに処分するか再利用するか決めないと、ずうっと台数が重なるんじゃないかと思うものですから言っているんですね。それで、使うとなれば費用がかさむものですから、そこら辺ははっきり、今年度中に処分はするのかしないのか決めていただいたほうがいいんじゃないかと私は思うものですから。事務的にどのようなかは分かりませんが、そのように思います。

ということは、予算で組んであった9,400万円ほどのはどうなんですかね。その中から残りの残額で契約して使うという形になるわけですかね。それ確認ですけども。

ということは、それと予備機の関係は、所管事務調査で言われたことは、あくまでも大まかに言われておったということですね、はっきり言っていなかったということですね。これが正解ですね。確認だけです。

議長（川副 剛 君）

再確認2点。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

予備機の台数については、今おっしゃられたとおりで、はっきりと申し上げてございませんでした。今、お伝えした台数が今の時点の正確な台数となります。よろしく願いいたします。

それから処分方法についてですが、今後、協議をしてまいり、しっかりと決めていきたいと思っております。

それに伴いまして、また予算については、導入費用とは別個で、別でまた御相談をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

改めてもう一度確認なんですけど、私は、今回入替えというのは、要するに今使っているものについては、学業用のタブレットとしてはもう使わないと、来年度以降は。全てのタブレットを完全に新品に切り替えるというふうに理解しておったんですけど、それはそれでよろしいのかと。

要するに処分の、今先ほどの質問の中で、お話の中で、その後に活用するものがあるというふうな話があったんですけど、それどういうものを活用しようというふうに考えているのか、どのように活用しようと考えておられるのかっていうことを1つ聞きたいということが1つと。

それから予備機の数は伺いました、分かりました。

それで、あと新しい機械の機能のことについてなんですけども、要するに、特に昨年来、ChatGPTなどを含めて非常にAIの活用というのが目覚ましく進んでいまして、いわゆる学業分野でも非常にたくさんの論文作成のものとか、そういったものが動きだしているんですね。

そういう中で、特に、とりわけAI対応のアプリだとか、そういったものっていうのは準備されているのか。仮にそういったものが新たに教材として有用になったときについては、それはどのように対応されるのか。状況に応じてどのような対応を考えておられるのかということを知りたい。

3点目は、今回、契約額が予算に対して3,000万円ほど計上額を下回っていて、そのこと自身は悪いことではないんですけども、非常に多額の、全体の3分の1ぐらいの、3分の2ぐらいで取まったということになるわけなので、その辺りのその見積りの事情と言いますか、予算計上の経過からどのような変化があったのかということを知りたい。

あわせて、計上予算が、差額がかなり出るわけですから、その活用について特に考えておられることがあれば伺いたい。

以上です。

議長（川副 剛 君）

4点ですね。
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず予算の当初の見積りの方法でございますが、このタブレットの更新に当たり、補助事業になっております。補助事業の基本となる単価が1台5万5,000円ございました。

それに、先ほど申し上げたように、入札で入らない箇所があるというところが補助事業に入っていない箇所になります。

そういった機器等の設定、設置費用等、そういったのを含めたのがプラス5,000円ということで、1台当たり6万円で計上をしておいたという次第でございます。

次に、余った予算についてでございますが、それにつきましては、最後、精算をした後に減額をさせていただこうというふうには担当課としては思っているところです。

次に、新機能というところで、AIが準備されているのかっていうところでございますが、そちらはまだこの中には入ってございません。AIの使用方法だったりとか、そういったところを決めていきながら、またその辺りは検討をしていくところだというふうに思っておるところです。

それから、残った古いタブレットのほうの活用方法ということだったかと思いますが、そちらについては、学校のほうでも「調べ学習」ということで、インターネットを使って調べたりしております。そういった機能は、Wi-Fiに接続することにより、引き続き利用可能だとは思っております。そういったところで、各、例えば公民館だったり、そういうところに配置して、いろいろな調べものができたりとか、住民の方にお貸しして調べものができたりとかいう方法を例えば今考えているところです。

以上でよろしかったですかね。以上でございます。

議長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

補助事業だから、要するに余ったものは返さないといけないということになるわけですね。やや残念ですが。

もう1つ、AI対応の問題なんですけども、非常に予測を上回る活用の速度っていうのかな、それぞれ上がってきていますよね。

これは早晩、多分、今年度中くらいには新たなアプリが出てくるのではないだろうかというふうに考えておるんですけども、そういったものが仮に出てきた場合、一斉にそれを導入するだとかってということが検討にそういうふうにならったときに、それは新たなアプリを入れることは可能なのか。そのことを機能的に機械そのものが対応できるのかということについて調べておられることがあれば伺いたいと思っております。

議長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今の機種でございますが、機能的には、そういったアプリは入れることは可能とはなっておりません。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
ほかございませんか。
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

すみません、先ほど、物品売買契約締結の件で、その下にタイトルが令和7年度中学校何とかって書いてあるんですけど、議案の提出としてこういう書き方になるのかどうかというところが、参考までにちょっとお知らせしていただければ。

先ほど言われたのは、物件売買契約書って言われたですかね。そういうのが上がってくるんじゃないかと思ったもんですから。小・中学校の何とかノートパソコン、こういうのが一つのタイトルに契約書になるのか、ちょっとお知恵等拝借させていただきたいと思います。今後のことがあるもんですから。

議 長（川副 剛 君）
しばらく休憩します。

（13時36分 休憩）
（13時40分 再開）

議 長（川副 剛 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

お時間をとっていただきありがとうございます。議案につきましては、物品売買契約締結。契約書につきましては、物品購入契約というふうになっております。

この恐らく、議案書の物品売買契約のこのことをおっしゃっているかと思いますが、この商品、物品を買うものとそれから売るものの契約の締結の件という意味で、こういうふうな表現になっているかと思います。

今までも物品のこの契約締結については、同じような題名で議案のほうを提出させてもらっているところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）
ほかございませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第39号 物品売買契約締結の件（小・中学校児童生徒用ノートパソコン（タブレット）購入）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

（13時41分 散会）